

3. 市町村廃置分合(1)

施行年月日	沿	革
昭和29. 4. 1	山武郡東金町、源村、福岡村を廃し、その区域をもつて新に東金市施行	
29. 4. 1	安房郡七浦村、健田村を廃しその区域を同郡千倉町に編入	
29. 4. 1	山武郡福岡村、九十根下ヶ傍示長国、北吉田柱山二の袋の一部を同郡白里町に編入	
29. 4. 1	山武郡源村雨坪、武勝下布田の一部及び楯草の一部を同郡日向村に編入	
29. 4. 1	長生郡長生村船頭給を同郡一宮町に編入	
29. 4. 1	千葉郡八千代町、安生津を同郡幕張町に編入	
29. 4. 1	海上郡船木村、椎柴村を廃しその区域を銚子市に編入	
29. 4. 1	千葉郡豊富村を廃しその区域を船橋市に編入	
29. 4. 29	夷隅郡国吉町、中川村千町村を廃しその区域をもつて新に夷隅町を置く	
29. 5. 3	匝瑳郡東陽村、南条村、日吉村、白浜村を廃し、その区域をもつて新に光町を置く	
29. 5. 3	安房郡西岬村、神戸村、富崎村、豊房村、館野村、九重村を廃しその区域を館山市に編入	
29. 6. 1	匝瑳郡共和村、豊畑村を廃しその区域を海上郡旭町に編入	
29. 6. 1	君津郡亀山村四方木を安房郡天津町へ編入	
29. 7. 1	安房郡東条村、西条村、田原村を廃しその区域を同郡鴨川町に編入	
29. 7. 1	八日市場町を廃しその区域をもつて新に八日市場市制施行	
29. 7. 1	海上郡海上町大字琴田の一部を同郡旭町に編入し、その区域をもつて新に旭市制施行	
29. 7. 1	千葉郡犢橋村を廃し、その区域を千葉市へ編入	
26. 7. 6	千葉郡幕張町を廃し、その区域を千葉市へ編入	
29. 7. 17	匝瑳郡野田村、栄村を廃し、その区域をもつて新に野栄町を置く	
29. 8. 1	千葉市実籾、安生津、天戸、長作、馬加の一部(旧幕張)を津田沼町に編入	

地方課調

— 15 —

3. 市町村廃置分合(2)

施行年月日	沿	革
昭和29. 8. 1	千葉郡津田沼町を廃しその区域をもつて新に習志野市制施行	
29. 8. 1	香取郡府馬町、八都村、山倉村を廃しその区域をもつて新に山田町を置く	
29. 8. 1	安房郡千才村を廃しその区域を同郡千倉町に編入	
29. 8. 28	習志野市、天戸、長作の一部を千葉市に編入	
29. 9. 1	東葛飾郡柏町、土村、田中村、小金町を廃しその区域をもつて新に東葛市制施行	
29. 9. 1	印旛郡阿蘇村を廃しその区域を千葉郡八千代町に編入	
29. 10. 1	山武郡成東町、大富村、南郷村を廃しその区域をもつて新に成東町を置く	
29. 10. 1	君津郡久留里町、亀山村、松丘村を廃しその区域をもつて新に上総町を置く	
29. 10. 5	夷隅郡大多喜町、上瀑村、総元村、西畑村、老川村を廃しその区域をもつて新たに大多喜町を置く	
29. 10. 15	東葛市旧小金町の内小字八丁、五丁歩、東山、下り松、向山、和津橋、大勝院、根木内台、浅間下を除く区域を松戸市へ編入	
29. 11. 1	印旛郡八街町、川上村を廃しその区域をもつて新に八街町を置く	
29. 11. 1	山武郡日向村大木の一部を印旛郡八街町へ編入	
29. 11. 1	佐原市下志津原の一部を印旛郡千代田町へ編入	
29. 11. 1	東葛飾郡富勢村根戸の一部、布施の一部、根戸新田の一部、呼塚新田の一部、弁天下、宿遠寺、松ヶ崎新田、柏畑之内新田の区域を東葛市へそれ以外の区域を同郡我孫子町へ編入	
29. 11. 3	市原郡五井町、東海村を廃し、その区域をもつて新に五井町を置く	
29. 11. 3	君津郡鎌足村を廃し、その区域を木更津市へ編入	
29. 11. 15	東葛市を柏市と改称	
29. 11. 15	市原郡牛久町、鶴舞町、戸田村、内田村、平三村を廃し、その区域をもつて新に南総町を置く	

3. 市町村廃置分合(3)

施行年月日	沿 革
昭和29.12.1	印旛郡木下町、大森町、船穂村、永治村(一部)を廃し、その区域をもつて新に印西町を置く
29.12.1	印旛郡永治村、平場、谷田、清戸、十余一を同郡白井村に編入
29.12.1	山武郡大網町、増穂村、白里村を廃し、その区域をもつて新に大網白里町を置く
29.12.1	夷隅郡古沢村、長生郡太東村を廃し、その区域をもつて新に夷隅郡太東町を置く
29.1.1	山武郡陸岡村、日向村を廃し、その区域をもつて新に山武町を置く
30.2.1	山武郡大平村、松尾村及び豊岡村を廃し、その区域をもつて新に松尾町を置く
30.2.11	長生郡宍南町、東村、西村及び豊栄村を廃し、その区域をもつて新に長南町を置く
30.2.11	香取郡新島村、津宮村及び大倉村を廃し、その区域を佐原市に編入
30.2.11	安房郡天津町、小湊町を廃し、その区域をもつて新に天津小湊町を置く
30.2.11	君津郡金田村を廃し、その区域を木更津市に編入
30.2.11	香取郡滑河町、小御門村及び高岡村を廃し、その区域をもつて新に滑河町を置く
30.2.11	長生郡白瀧町、関村、南白亀村を廃し、その区域をもつて新に白子町を置く
30.2.11	君津郡平岡村及び中川村を廃し、その区域をもつて新に平川町を置く
30.2.11	香取郡豊里村を廃し、その区域を銚子市に編入
30.2.11	市原郡市東村、湿津村を廃し、その区域をもつて新に市津村を置く
30.2.11	夷隅郡勝浦町、興津町、上野村及び総野村を廃しその区域をもつて新に勝浦町を置く
30.2.11	香取郡良文村を廃し、その区域を小見川町へ編入
30.2.11	安房郡平群村、岩井町を廃し、その区域をもつて新に富山町を置く
30.2.11	旭市大字イ、字椎柴野を銚子市に編入
30.3.1	君津郡中郷村を廃し、その区域を木更津市に編入